

旧大野児童センターにおける重症心身障がい児
等通所支援事業提案公募 募集要項

令和5年10月

常滑市

1 公募の趣旨

本市においては、発達障がいをはじめ障がいを持つ子どもが年々増加しており、支援体制の整備が課題の一つとなっています。中でも、より高い専門的ケアを必要とする重症心身障がい児や医療的ケアを必要とする児童の療育施設が市内にはないため、受け入れ体制を早急に整えていく必要があります。

こうしたことから、本市の障がい児支援の更なる充実を図るため、閉館した旧大野児童センターを民間事業者が無償で貸し付け、重症心身障がい児等を対象とした障がい児通所支援施設を運営する事業者を募集します。

2 貸付物件

所在地：常滑市大野町 6 丁目 36 番地

物件内容：旧大野児童センター及び敷地の一部

施設概要：鉄筋コンクリート造 2 階建、延床面積 405 m²

昭和 57 年築

3 主な貸付条件

(1) 用途

重症心身障がい児等を対象とした、児童福祉法に規定する児童発達支援と放課後等デイサービスを、ともに提供する多機能型事業所とすること。

なお、事業の実施にあたっては、愛知県が定める設置基準等を遵守した上で、対象施設の指定を受けることが必要です。

(2) 貸付料及び貸付期間

貸付料は無償とし、3年間の使用貸借契約を締結します。なお、事前協議により、契約期間満了後も更新することが可能です。

(3) 供用開始の時期

令和6年4月1日までに供用開始すること。ただし、やむを得ない事情により開始時期が遅延する場合は、予め理由を付した書面にて本市の承諾を得ることが必要です。また、供用開始に伴う指定申請等の手続きについては、事業者において行うこと。

(4) その他

- ① 建物は現状での貸付とし、事業を行うために必要となる施設整備は、事業者自らの資金負担により行うものとします。
- ② 貸付地は建物の北側部分としますが、敷地内にあるごみ集積場及び可搬式ポンプ格納庫は使用できません。なお、外構工事は市で行います。
- ③ 施設の運営及び維持管理並びに必要な修繕は、事業者自らの資金負担により行うものとします。また、耐震診断についても同様です。
- ④ 事業者は賠償責任保険のほか、事業運営において必要な保険に自らの負担で加入しなければならないものとします。
- ⑤ 当該敷地は地域住民が駐車場として利用するため、当該駐車場への車の出入りの支障とならないよう配慮するとともに、施設の運営にあたっては、地域

と交流を行うなど、地元区民の理解を得られるよう努めること。

- ⑥ 貸付物件を第三者に転貸したり、地上権などの権利を設定することはできません。
- ⑦ 事業者は、貸付期間満了後、原則として市が承認した部分を除き、貸付物件を契約前の状態にし、市に返還することとします。

4 公募形式

公募型プロポーザル方式

5 応募資格

(1) プロポーザルに参加できる者は、次の要件を満たす法人とし、個人での参加は認めません。

- ① 契約期間中に継続して管理運営ができる資金力と経営能力、優れた企画力を有し、かつ、計画の実現について過去の経歴及び実績並びに社会的信用を有する者であること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ③ 次の申し立てがなされていないこと。
 - a. 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続き開始の申し立て
 - b. 会社更生法第17条に基づく更生手続き開始の申し立て
 - c. 民事再生法第21条の規定による再生手続きの申し立て
- ④ 国税、地方税及びその他公租公課についての滞納がないこと。
- ⑤ 「常滑市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年3月1日付け常滑市長・常滑警察署長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。
- ⑥ 「常滑市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第4条(1)に該当する団体であること。

6 応募内容

(1) 提出書類

下記の書類を事務局へ提出してください。

提出書類	部数
事業提案書	1部
法人の登記事項証明書	1部
定款、規約その他これらに類する書類	1部
市税の滞納がないことの証明書	1部
直近年度分の国税(法人税並びに消費税及び地方消費税)及び都道府県税(事業税及び都道府県税)の未納がないことが確認できるもの(3か月以内に発行されたもの)	1部
収支計画書	1部
直近3年度分の貸借対照表、損益計算書及び申請時の財産目録	1部

直近3年度分の事業実績(事業所数、利用者数・率、支援内容、医療児ケア児・重症心身障害児への支援実績等)	1部
資格基準を満たす旨の誓約書(様式2)	1部

※必要に応じて、追加書類の提出を求める場合があります。

(2) 提出方法

応募者が事務局まで直接持参すること。

(3) 受付期間

令和5年10月16日(月)～令和5年10月20日(金)

午前9時から午後5時まで

(4) 事業提案書の作成要領

様式は任意としますが、用紙は原則 A4(必要に応じて A3 も可)を使用してページ番号を付し、以下の項目について記載してください。ページ数は問いません。なお、専門知識を有しない者でも理解できるよう分かりやすい表現にまとめてください。

① 事業提案書の提出は、1社につき1案とし、表紙に以下の内容を記載してください。

- ・法人名称及び代表者の職名と氏名、所在地、連絡先。
- ・プレゼンテーション出席予定者の職名及び氏名・連絡先。

② 施設概要

実施する事業の概要、定員、人員配置、利用者の見込み、支援プログラムの内容、安全対策など事業の運営体制や、事業を運営する上での考え方などについて記載してください。

③ 貸付物件の施設整備計画(レイアウト図面、スケジュール等)を記載してください。

④ 人材の確保、育成計画

どのように人材を確保して、どのように育成するかを記載してください。

⑤ 地域住民との交流及び地域貢献

地域住民とどのように交流し、地域貢献していくかを記載してください。

(5) 事業提案書の取り扱い

① 提出後の記載内容の変更は認めません。

② 提案書類の著作権はその事業提案者に帰属しますが、提出された書類については返却しません。

③ 提出された提案書は、最優秀提案者を特定する目的にのみ使用し、応募者に無断でその他の目的には使用しません。

(6) 現地見学会

応募を希望される事業者向けに、現地見学会を開催します。内容は、主に現地の建物及び敷地の状況確認に関すること(カメラ等による撮影可)などを予定しています。

① 日時

令和5年10月6日(金) 午後3時から

② 申込方法

・現地見学会参加申込書(様式1)を作成の上、電子メールにて提出してくだ

さい。

- ・件名:「旧大野児童センター現地見学会の参加申込」(事業者名)
- ・E-mail:koshien@city.tokoname.lg.jp
- ・電話:0569-47-6150

③ 申込期限

令和5年10月5日(木) 午後5時まで

④注意事項

- ・現地確認の際に起きた事故等について、本市は一切責任を負いません。
- ・現地確認をしていなくても応募できますが、応募者が現地確認をした場合に把握できると考え得るすべての事項を承諾しているとみなします。

(7)質問の受付

質問がある場合は、質問書(任意様式)を次のとおり提出してください。なお、電話、口頭等による質問は受付いたしません。

①提出方法

質問票(任意様式)に簡潔にまとめ、電子メールに添付し提出してください。

- ・件名:旧大野児童センター質問(事業者名)
- ・E-mail:koshien@city.tokoname.lg.jp

②質問受付期間

令和5年10月2日(月)～令和5年10月11日(水)午後5時まで

③質問の回答

質問者を特定できないようにした上で、10月13日(金)午後5時までに本市ホームページに掲載します。なお、応募に必要と判断される質疑のみ受け付けます。

7 スケジュール(予定)

- | | |
|-------------------|---------------------------------------|
| (1)募集要項のホームページ掲載 | 令和5年10月2日(月) |
| (2)現地見学会申込期限 | 令和5年10月5日(木)午後5時まで |
| (3)現地見学会 | 令和5年10月6日(金)午後3時から |
| (4)質問受付期間 | 令和5年10月2日(月)～
令和5年10月11日(水)午後5時まで |
| (5)質問回答 | 令和5年10月13日(金)午後5時までに掲載 |
| (6)事業提案書の受付期間 | 令和5年10月16日(月)～
令和5年10月20日(金)午後5時まで |
| (7)プレゼンテーションによる審査 | 令和5年10月23日(月)午後3時から |
| (8)審査結果通知 | 令和5年10月25日(水) |
| (9)契約の締結 | 令和5年11月上旬 |

8 最優秀提案者の選定方法

審査委員会にて、応募提案内容を審査し、最優秀提案者を市へ報告します。

(1)審査方法

提出された提案書は、常滑市が設置する審査委員会において、提案書及びプレゼンテーションの内容により、総合的に審査を行い、最優秀提案者を選定します。なお、審査委員会は非公開とし、審査委員及び審査の経過や結果など審査に関する異議申し立ては一切受けないものとします。

(2) プレゼンテーション(審査委員会)

- ①日時 令和5年10月23日(月) 午後3時～
- ②場所 常滑市役所 1階B会議室
- ③説明時間 30分以内(説明15分 質疑15分)
- ④出席者 事業提案に係る3名以内(開所後支援に関わる職員に限る)
- ⑤その他 プレゼンテーションの資料は、提出された提案書の内容とし、追加資料の提出は認めません。提出された提案書によるプレゼンテーションとしますが、スクリーン等を用いてプレゼンテーションできるものとします。なお、プロジェクター、スクリーン、電源は常滑市が用意します。プレゼンテーションに用いる機器等を持ち込む場合は前日までに連絡してください。ただし、パソコンは応募者側で持参するものとします。

(3) 評価基準

審査委員は、以下の項目について評価を行います。

項目	評価の視点	配点
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公募の趣旨を理解し、提案内容が理解しやすく、専門的なノウハウを活かした療育プログラムであるか。 ・利用見込みが施設規模や地域の実情に合ったものとなっているか。 ・適切な支援が行える人員配置や確保について具体的に計画されているか。 ・安全対策や、緊急時対応についての体制 	40
地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民との交流など、地域貢献できる提案となっているか。 ・地域の精通度 	10
実施スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始までのスケジュール、実施体制が妥当か ・事業開始までに必要な申請手続等の見通しが得られているか。 	10
事業運営の確実性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施における収支計画が妥当か ・職員の資質・専門性の向上に向けた取り組み 	20
事業に対する意欲	事業に取り組む意欲、熱意、積極性	10
事業実績	公募事業又は類似事業についてどのような実績があるか	10

(4) 最優秀提案者の決定

- ・審査委員5人の合計得点を各事業提案者の得点(500点満点)とし、最も得点が高い事業提案者を最優秀提案者に決定します。ただし、最も得点が高い事業提案者が複数いる場合は、審査委員5人で決選投票(一人一票)を行い、最も得票数の多い事業提案者を最優秀提案者とします。なお、最も得票数の多い事業提案者が複数いる場合は、同様に決選投票を行い、順位を決定します。
- ・審査において審査委員5人の合計点が300点に満たない提案の事業提案者は失格とします。また、応募者数が1社の場合でもプレゼンテーションを実施します。
- ・本市の求める適当な事業提案が無い場合、最優秀提案者を該当なしとする場合があります。

(5) 審査結果の通知

- ・事業提案者に対して書面により通知します。また、最優秀提案者となった事業者の社名等を本市のホームページにて公表します。
- ・審査結果についての質問及び異議等は一切受け付けません。

9 契約

- ・最優秀提案者の決定を通知後、契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行うものとする。ただし、契約までに虚偽または不正行為などにより協議が不調となるなど、契約の締結が困難であると事務局が判断した場合には、最優秀提案者を失格とします。
- ・契約書は市が準備するものを使用する。

10 その他留意事項

- ・応募者の公表はしません。
- ・応募に関する必要な費用は、理由の如何を問わず、応募者の負担とする。
- ・提出した事業提案書等は、本市の許可なく公表又は使用してはならない。
- ・プロポーザルにおいては、本業務に適した最優秀提案者を選定するのみであり、契約を締結するまでは市と契約関係は生じない。
- ・提出書類に虚偽があったとき、提案資格を満たさないことが判明したときは、失格とする。
- ・電子メールの通信事故があった場合でも、常滑市は一切の責任を負わない。

11 事務局

常滑市役所 福祉部子育て支援課 子育て支援チーム
〒479-8610 常滑市飛香台3丁目3番地の5
TEL 0569-47-6150
FAX 0569-47-7879
E-mail koshien@city.tokoname.lg.jp